

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	5
許認可等の種類	臨床研修病院の指定			
根拠法令条例等・条項	医師法第16条の2第2項			
許認可等の概要	診療に従事しようとする医学部卒業後の医師に対して、医師法に基づき義務付けられている研修を行うことができる病院の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・医師法第16条の2第3項 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。</p> <p>二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</p> <p>5 臨床研修病院の指定の基準</p> <p>(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準 都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。(以下略)</p> <p>(2) 協力型臨床研修病院の指定の基準 都道府県知事は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。(以下略)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	申請のあった日の属する年度の3月末まで			
期間の制定根拠	翌年度の臨床研修医の募集作業に間に合わせるため			